熊本県警察本部公告第 43 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 8 年 5 月 29 日

熊 本 県 警 察 本 部 長

記

1　聴聞の期日　　令和 8 年 6 月 16 日　　8 時 30 分

2　聴聞の場所　　熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2655番地
熊本県運転免許センター聴聞・意見の聴取室（1F・109号室）